

ひまわり



弁護士記章

ひまわりとばかりを図案化したもので、
ひまわりは自由と正義を、
ばかりは公平と平等をあらわしています。

熊本県弁護士会会報
131号・132号合併号

H I M A W A R I





2022年4月施行の改正少年法の内容と影響について

弁護士 吉田 孝充

1 少年法とは

少年法は、第1条において、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」と規定されています。

また第2条において、少年法の対象者は「20歳未満」と規定されています。

この少年法の趣旨としては、20歳未満の少年は十分成熟しておらず、環境調整などにより立ち直りを図ることが可能であることから、刑罰を与えて処罰するのではなく、その少年が将来犯罪や非行を行わないように、更正とそのための環境調整を図ることを目的としているものと言えます。

後述するように、2022年4月に少年法が改正されましたが、少年法の適用対象を20歳未満とする従来の規定に関しては原則維持されることになりました。

2 2022年4月に改正された少年法の主な内容

(1)18歳、19歳は「特定少年」とされたこと。

改正少年法では、18歳、19歳に関しては、「特定少年」という概念が導入されることになりました。

これは、18歳、19歳に関しても少年法自体は適用されることを維持しつつ、以下で説明するように、18歳未満の少年達とは若干異なる取扱いをすることを予定しているものになります。

(2)原則逆送事件の拡大

今回の少年法改正により、「特定少年」の場合、「原則逆送」される事件が拡大することになりました。

原則逆送事件とは、家庭裁判所で少年の処分を決定することなく、家庭裁判所から検察官に身柄が送致されることになり、通常の刑事事件と同様に手続を進める事件のことを言います。

今回の少年法改正により、「短期1年以上の懲

役若しくは禁固に当たる罪を犯した」場合や、「罪責及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるとき」等の場合にも原則逆送事件と取り扱われることになりましたので、18歳、19歳にとっては従来より処分が厳罰化された状況と言えます。

(3)実名報道の解禁

従前の少年法では、少年への影響に配慮して少年事件での実名報道を禁止しておりました。

しかし、今回の少年法改正により、家庭裁判所から逆送されて、大人と同様に刑事裁判になったときには、顔写真や実名を報道することも可能となりました。

したがって、事件が発生した時に、18歳、19歳だった場合には、起訴されて刑事裁判になった時点で、罪名や顔写真を報道される可能性があります。

今挙げた点以外にも複数点、今回の少年法改正により変更となった部分がありますので、改正内容については是非ご確認頂ければと思います。

3 改正少年法が与える影響

今回改正された内容について、まだ県内においては何か具体的な影響が発生した事案等はありません。

ただ全国的には、少年法改正後、実名報道がなされているケースが散見されております。

また原則逆送事件が拡大された影響で、今までは家庭裁判所で少年審判により処分を受けていた少年が、大人と同様の刑事裁判手続により刑罰を受ける事案も散見されています。

これらの問題につきましては、今後の動向を注意深く見守る必要があり、問題がある規定に関しては見直しを含めて対応することが必要となるところです。

今回の改正においても、施行から5年後に、必要に応じて制度のあり方を見直すことが盛り込まれており、改正法の内容・運用等については、今後も引き続き議論を重ねていくことが必要になります。

memo

一口メモ

ストライキ権について

弁護士 高橋 知寛

令和5年8月31日、大手百貨店では約60年ぶりとなるストライキが行われました。百貨店を利用する客への影響もあったこのニュースは大きく報道されていました。

ストライキとは、労働者が、労働条件の改善や維持などを求めて、集団的に働くことを拒否して、生産や業務を停止する行為をいいます。憲法28条は、労働者の権利として、団結権、団体交渉権、団体行動権を保障していますが、このうちの団体行動権としてストライキを行う権利が認められます。

正当なストライキに対しては、業務妨害罪の成立が否定されたり、使用者側からの損害賠償請求が認められないな

ど、刑事上も民事上も免責されます。また、正当なストライキを行った労働者に対して、使用者が懲戒処分などの不利益な扱いをすることも認められません。

では、どのようなストライキであれば正当なものと言えるでしょうか。抽象的に言えば、①労働組合の団体的な行動として行われるもので、②労働者の労働条件の維持改善や経済的地位の向上を図ることを目的にして、③その目的実現のために社会的に相当な範囲で行われるものということになります。

労働条件の改善や維持のことでお悩みの方は、是非、弁護士にご相談下さい。



加害者にも被害者にもなるSNSに関する諸問題



弁護士 原 彰宏

1 はじめに

近年、短い文書を投稿したり、友人同士がメッセージや写真などを共有してコミュニケーションをとったりする、いわゆるSNS（ソーシャルネットワークサービス）が普及しています。しかし、軽い気持ちでした書き込みが大きなトラブルに発展したり、SNSでの投稿がきっかけになって性犯罪やストーカー等の被害に遭ってしまう事例が急増しています。ここではSNSに関するトラブルと予防について述べます。

2 いつの間にか加害者に

(1)安易な投稿によって刑事事件に発展することも
投稿する前にその内容に情報源にあたるなどして虚偽がないことを確認してください。誤った情報が拡散されると取り返しのつかないことになる可能性があります

また、安易な気持ちで他人に対する誹謗中傷やわいせつ画像等を投稿してしまうと名誉棄損罪や侮辱罪等の罪に問われてしまうことがあります。

(2)民事上の責任を負う場合も

他人が写っている写真を本人の許可なく公表してしまうと、肖像権の侵害により損害賠償を請求される可能性があります。また、他人のプライバシーや個人情報をSNSに流してしまうと、プライバシー権の侵害として損害賠償を請求される可能性があります。

文章や写真、音楽などの著作物には著作権があり、これらを複製や転載、改変したりする場合は、著作権者の許諾が必要です。特に音楽CDからとりこんだデータを他人に渡したり、公開したりすると著作権違反という罪に問われる可能性があるばかりか多額の賠償を請求される可能性もありますので、絶対にしないでください。

3 いつの間にか被害者に

(1)SNSに個人情報等を載せない

SNSに氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を投稿することはやめましょう。悪意のある第三者に情報が不正に利用されてしまう可能性があります。

また、自宅や近所の写真を安易に投稿してしまうと、写真についている位置情報やGoogleマップのストリートビュー等で場所が特定されてしまい、悪意のある第三者から実際に会おうと言われて犯罪に巻き込まれたり、ネットストーカーの被害に遭ってしまうことがあります。

個人情報の流出を防ぎ、乗っ取りなどをされるにくくするため、ID・パスワードは他人に推知されやすいものを避け、文字列を長くしたり、定期的に更新する等しましょう。

(2)スパムアプリケーション等に注意

SNSで利用されるアプリの中には、個人情報を収集して取得したメールアドレスに迷惑メール等を送り付けてくることを目的としているものもあります。作成者の身元や利用目的がよくわからないものは使用を避けましょう。

4 被害に遭ってしまったら

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルに遭ったり、インターネット上の違法有害情報を見つけたりした場合は、法務省のウェブサイト<https://www.moj.go.jp/>に相談窓口等の情報がありますので、ご参照ください。

また、誹謗中傷等の被害に遭った場合は発信者情報の特定や、削除の要請等が出来る場合がありますので、是非熊本県弁護士会の弁護士にご相談ください。

memo

一口メモ

軽車両としての自転車と道路交通法

弁護士 和田 明大

自転車は、軽車両に位置付けられている車の一種です。自転車事故が増加し（令和4年中の自転車関連事故の件数は69,985件です【警察庁HP】）、大きな社会問題となっています。高額な賠償責任が生じることもありますので、自転車事故に備えた保険（個人賠償責任保険等）に加入することが必要です。

また、自転車の運転により被害者が死傷した場合で、悪質な事案では、重過失致死傷罪（刑法211条後段）に問われ、実刑（刑務所に拘置されます）になる場合もありますので、安全運転を心がけることが重要です。

自転車に関して、注意すべき道路交通法（以下「法」といいます。）の規制を挙げます。

第1は、酒気帯び運転等の禁止です（法65条）。酒気を帯びて自転車を運転してはいけませんし、酒気を帯びている者に自転車を提供したり、飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供したりしてはいけません。

第2は、片手運転の禁止です（法70条、71条）。携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすること等による片手での運転はしてはいけません。

第3は、交通事故の場合の措置に関する義務です（法72条）。交通事故があったときは、直ちに負傷者を救護して、危険を防止する等必要な措置を講じなければいけませんし、警察に事故を報告しなくてはなりません。軽微な事故でも、救護等を怠ると、いわゆるひき逃げ扱いになる場合がありますので、特に注意が必要です。

第4は、ヘルメット着用の努力義務です（法63条の11）。令和5年4月から、自転車に乗る全ての人に、ヘルメット着用の努力義務が課せられました。事故時に頭部への致命傷を防ぐのが目的です。自分や家族の命を守るために、ヘルメットの着用を心がけましょう。



相続法改正と遺産分割

弁護士 原村 憲司

平成30年に相続や遺言に関する法律が改正され、令和2年7月までに順次施行されました。改正によって新たに設けられた制度の中から、配偶者居住権（民法1028条～）と特別寄与（民法1050条）について簡単に紹介します。

1 配偶者居住権

例えば、夫が自宅の不動産（評価額2000万円）と預貯金3000万円を遺して死亡した場合で、相続人が妻と子1人の合計2人であったとき、妻の相続分は2分の1（2500万円）であるため、妻が自宅の不動産を取得すると、妻は預貯金を500万円しか相続できませんでした。

そこで、「配偶者居住権」という新しい制度を作り、自宅の不動産を子が相続しても、妻が自宅に住み続けることができるようにしました。配偶者居住権の負担がある不動産の価額が1000万円、配偶者居住権の価額が1000万円と評価される場合、妻は、配偶者居住権によって自宅に住み続けることができます。これによって、妻は、老後の生活費を確保することが可能になりました。

2 特別寄与（相続人以外の者の貢献を考慮するための方策）

相続人の中に亡くなった被相続人が財産を作ったり維持したりすることに特別の貢献をした相続人がいた場合には、貢献した相続人が貢献の割合に応じて他の相続人よりも多く遺産を相続できる寄与分（民法904条の2）という制度があります。

例えば、被相続人の遺産の評価額が2000万円で、相続人が長男、長女、二男の3人であったとき、長男が被相続人の介護や看護に尽くしており、その貢献の割合が200万円と評価される場合には、遺産の2000万円からこの200万円を除いた1800万円を3人の相続人で平等に分割することになり、長男の取得分が800万円、長女と二男の取得分がそれぞれ600万円となります。

しかし、被相続人が財産を作ったり維持したりすることに貢献した人が、長男の妻であった場合、長男の妻は相続人ではないので、特に長男が被相続人より先に死亡していたときには、これまで長男の妻の貢献を考慮する制度がありませんでした。

そこで、相続人以外の者の貢献を考慮する新しい制度が作られ、例えば、長男の妻が被相続人の介護や看護に尽くしており、その貢献の割合が200万円と評価される場合には、長男の妻は遺産を相続した長女と二男に対し100万円ずつの支払いを請求することができるようになりました。

今回の改正では、そのほかにも、遺産分割前でも相続人単独で一定の範囲の預貯金の払戻しが受けられる制度の創設、遺言制度に関する見直し、遺留分制度に関する見直しなど、様々な改正が行われています。

memo

一口メモ

国選弁護制度について

弁護士 立山 晴大

国選弁護制度とは、経済的な理由などから自分で弁護人に依頼することができない場合に、国が弁護士費用を負担して、裁判所等が弁護人を選任する制度です。

国選弁護人は、逮捕されたからといって、すぐに選任されるわけではありません。2006年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が選任されていました。つまり、起訴されて裁判が始まる前には国選弁護人は選任されず、捜査機関の取調べ等に対して、弁護人の助言なしに臨まなくてはならない状況でした。

2006年10月以降は、起訴される前の被疑者であっても、一定の重大な事件に限り国選弁護人が選任されるようにな

りました。これを、被疑者国選弁護制度といいます。その後、対象事件が拡大され、被疑者が勾留されている全事件に対象が拡大されました。

起訴される前であっても、捜査機関の取調べ等にどのように対処するかなど、弁護人の助言が必要な場面は多いと考えられます。その意味で、被疑者国選弁護制度は非常に重要な制度であるといえるでしょう。

もっとも、勾留前の逮捕段階では国選弁護人は選任されませんので、逮捕された直後に弁護士の助言を受けたい場合には、当番弁護士制度を利用することをおすすめします。



性加害と刑法改正



弁護士 高木 百合香

1 とある大手芸能事務所の社長が、所属タレントらに性加害を行っていたことが、連日テレビや新聞、雑誌を賑わせています。

50年以上も、筆舌に尽くしがたい性加害が行われていたようですが、性加害行為を刑法で処罰できなかつたのでしょうか。芸能事務所の力関係については推測の域を出ませんが、それ以外にも、法的な問題がありました。ここでは2つの問題点についてご説明します。

2 明治40年に制定された性加害当時の刑法では、性加害の罪は「強姦罪」と呼ばれ、被害者は「女子」に限定されていました。つまり男性である所属タレントたちは、刑法の強姦罪の被害者になり得なかつたのです。

その後、男女問わず被害に遭うことやその深刻さが社会に認知されるようになり、平成29年7月から強姦罪の罪名を「強制性交等罪」に変え、被害者の性別を問わず、また、肛門性交等も処罰対象に含めることになりました。

3 もう一つの問題は、「暴行又は脅迫を用いて」いなければ強制性交等罪が成立しないことです。

強制性交等罪（旧強姦罪）での「暴行又は脅迫」の程度は反抗を抑圧するに足る程度とされています。つまり、抵抗しても意味をなさなくらいにひどく押さえつけたり、暴力を振るったり、脅されていなければ、強制性交等罪にはなりません。

ですが事務所社長は、そんな分かりやすい形で性加害に及びません。「デビューできない」「センターにしてもらえない」などの心理を存分

に利用し、真意では同意するはずもない所属タレントたちを部屋に呼び、暴力は振るわずとも性加害に応じさせていたようです。

同様のケースは多く、上司が部下に、教師やコーチが教え子に、医者や看護師が患者に、アメとムチを使い分けながら性加害が行われてきました。そして遺憾にも、これらの関係性のある（準）強姦罪が、実際に無罪判決がだされたケースもありました。

しかし、被害者はそういった性加害に抵抗できません。状況を理解できずにフリーズしたり、抵抗はかえって危険で不利益だと無力化させられることもあります。それでも、性被害はまったく本意ではないのです。大切なことは、性交に至る両者が、真意で同意しているかです。

この点はさらなる刑法改正がなされ、令和5年7月13日から、真意で同意していないとみられる性交等を類型化し、「不同意性交等罪」として処罰できるよう刑法が改正されました。

4 これらの改正により、冒頭の事務所社長のようないかなる性加害は、現在では刑法で処罰できる可能性が広がりました。

5 性加害は、「魂の殺人」と言われるほど、男女問わず、被害者に深刻な傷跡を残します。ですが、被害者が適切な支援を受けることができれば、被害前に近い状態まで回復できることもあります。

苦しんでいる被害者だけでなく、それを見聞きしたり、気づいた社会全体でケアしていく必要があります。弁護士もその一助になりたいと願っています。

memo

一口メモ

インターネットでの詐欺被害

弁護士 原 彰宏

近時のインターネット特にSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の発達があり、これをきっかけとして詐欺被害にあう例も増えています。ここでは、その一部を注意点を交えてご紹介します。

1 闇バイト等にご注意

「おいしい仕事がある」等とSNSで呼びかけて、特殊詐欺の受け子、出し子等をさせられ、犯罪に巻き込まれる事例が依然として後を絶ちません。このようないわゆる闇バイトの場合、指南役だけが利益を得て、利用された側は報酬を全くもらえないことが多いです。

また、近時はスマートフォンを利用して消費者金融での借金が出来てしまいます。アルバイトがあると言われて消費者金融のサイトに登録させられて言われるままにパスワード等を教えたところ、勝手に金銭を借りられて、借金だけが残るといったことがあります。出所が不明な誘いには絶対に乗らないようにしましょう。

2 副業詐欺に注意

SNSで「写真を送るだけで報酬がもらえる」等の副業を誘われ、副業サイトに登録するためには登録料として100万円ほど必要であると言われてたので、消費者金融で借金して登録料を支払ったが、報酬は全く入ってこないという詐欺があります。もともと、「写真を送るだけで」収入が得られるような副業はありえず、そのような誘いには絶対に乗らないようにしましょう。



熊本県弁護士会法律相談センター

弁護士 藤本 猪智郎

法律相談のご予約は<096-325-0009>

電話受付時間：月～金 9：00～17：00

インターネットでは24時間予約受付中

1 トラブル解決は熊本県弁護士会法律相談センター

トラブルに巻き込まれていること自体は分かっていて、だれかに相談したいのに、どこに相談したらいいのか、分からないということがあります。

熊本県弁護士会では、弁護士に相談したい方のために、熊本法律相談センター（熊本市中央区水道町）のほか、山鹿・菊池センター、荒尾・玉名センター、阿蘇センター、県南・八代センター、天草センター、人吉・球磨センター、益城センターの県内8ヶ所に法律相談センターを設けて、法律相談を行っています。

熊本県弁護士会に所属する弁護士が、交代制で相談担当を引き受けておりますので、安心してご利用いただけます。ご相談料は、1回30分5,500円（税込）です。ただし、法テラスと同様に、一定の要件（収入や貯蓄が一定の金額以下の場合）を満たされる方は、民事法律扶助制度による無料の法律相談をご利用いただけます。

相続、離婚などご家族の問題から、借金の相談、労働問題、交通事故、会社経営に関する相談等、おひとりでお悩み、まずは法律相談センターにご相談ください。

2 多重債務、交通事故、相続・遺言相談、労働相談（労働者側）、訴訟等の当事者になってしまったが代理人のいない方

多重債務及び交通事故でお困りの方のご相談は無料で行っております。

また、相続・遺言相談、労働相談（労働者側）、訴訟等の当事者になってしまったが代理人のいない方のご相談は、初回のみとなりますが、無料での相談を行っています。

詳しくは法律相談センター（096-325-0009）までお問い合わせください。

3 LINEのビデオ通話を利用したご相談

熊本県弁護士会では、令和5年春からLINEのビデオ通話を利用した法律相談を始めました。

既存の法律相談センターが遠方にしかない、親の介護などで家を空けることが出来ない、法律相談センターに相談に行くこと自体を誰にも知られたくないなど、従来の法律相談センターでの面談相談では不都合のある方は、是非LINEのビデオ通話を利用した法律相談をご検討ください。

利用方法の詳細は、熊本県弁護士会法律相談センターのHPをご覧ください。

4 法律相談のご予約はインターネットで24時間受付・決済もキャッシュレス対応可

法的トラブルでお悩みの方は、予約制となっておりますので法律相談センター（096-325-0009）へご連絡ください。専門のスタッフが親切・丁寧に対応いたします。

受付時間は毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。

インターネットでは、24時間いつでもご予約いただけますので是非、熊本県弁護士会法律相談センターのホームページをご確認ください。

また、相談料の決済には現金のほか、キャッシュレス決済にも対応しております。

5 熊本法律相談センターが移転します。

令和5年12月18日より、熊本法律相談センターが移転します。

新しい熊本法律相談センターは、熊本県弁護士会別館の一角にありますので、これまでのようにビルの他の入居者と顔を合わせることはありません。安心してご利用いただけるようになります。

memo

一口メモ

新しい弁護士会館がオープンします

弁護士 矢澤 利典

熊本県弁護士会は、令和4年、熊本市中央区水道町にある5階建てのビルを取得しましたが、今年8月からリフォーム工事を実施し、今年12月18日には、新しい弁護士会館として稼働を開始します。

弁護士会は、対内的には、所属する会員弁護士に対する指導・監督・支援などを行い、対外的には、人権擁護や社会正義の実現に向けた社会活動や市民サービスを行っています。

当会は、1949年（昭和24年）に発足しましたが、昭和34年からは熊本地裁の敷地内に新築されたブロック造二階建の建物において、昭和53年からは建て替えられた鉄筋コンクリート造三階建の現在の建物において、70年以上にわたり活動してきました。

しかし、時代の変化、社会の多様化とともに、弁護士数の増加、会務活動の多様化や弁護士会の多機能化に伴うスペー

ス確保の要請、市民に対する司法アクセスの拡充の要請などの事情より、従前の会館だけでは手狭となり、これらの要請を満たす新会館の取得を模索してきました。

水道町にオープンする新会館には、1階に法律相談センターを備え、また、3階及び4階には併せて150名以上の規模の市民向けのシンポジウムが開催可能な会議室を備えています。これにより、一層、市民サービスを充実させることができると考えております。そして、京町にある従前の会館は、主に会員向けの対内的なサービスを行う施設としての機能を残します。

新会館の稼働開始により、市民の皆さまの要望に応えられる、より充実した活動を展開して参りたいと存じます。今後とも、弁護士会の活動に対するご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



菊陽町長 吉本 孝寿

熊本県弁護士会の皆様におかれましては、無料法律相談の実施など住民の方がお困りの際の拠り所となっただ

き、感謝申し上げます。

町政においても、法律上の課題や疑問があった際には、顧問弁護士へ相談し、専門的な見解や意見を提言いただいております。また、教育行政につきましても、今年度からスクールロイヤー制度を取り入れ、教育現場の諸問題へ弁護士の観点から御助言いただくなど、より良い行政運営を行うにあたって、弁護士の皆様のお力添えは欠かせないものとなっております。今後とも変わらぬ御支援、御協力をお願いするとともに、皆様の更なる御活躍を祈念申し上げます。



熊本県中小企業家同友会
代表理事 田中 芳和

私は、20代の頃弁護士より言われたことを今でも鮮明に覚えています。それは「神様は自身に対処できない問題は

持ってこない。だから目の前の問題は試練として受け止めなさい。」でした。それ以来、様々な問題にも前向きに対処しようと心掛けるようになりました。しかし、自分だけで対処できることには限界があります。そのような時に一人で悩まず、いつでも相談できる弁護士が近くにいることは非常に大事なことです。弁護士と信頼関係を築くことは経営者の大きな仕事の一つだと思います。中小企業の発展と地域社会の発展は不離一体の関係です。今後も、貴会と共に地域社会の発展に努め、企業の繁栄に繋げていきたいと思っています。



ちよつと一息



熊本保健科学大学
学長 竹屋 元裕

熊本県弁護士会の皆様には、前職の熊本大学時代から貴重なアドバイスをいただき、感謝しております。

熊本保健科学大学は、臨床検査技師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの国家資格を必要とする医療人を養成する大学です。高齢化社会を迎え、「健康寿命の延伸」がキーワードとなっています。そのためには、医療水準のレベルアップのみならず、社会全体の健康意識の向上や生活習慣の改善が必要で、地域に根ざした専門職医療人の養成が重要と感じています。

私の専門は病理学。学長に就任して5年目を迎えました。病気の成り立ち、特に代謝異常症について三学科すべての学生に講義を行っています。講義後に、学生からの的を射た質問があると講義内容を十分に理解してくれたことがわかり、疲れも吹き飛びます。



タレント
まさやん

「水曜だけど土曜の番組」というバラエティ番組と、「夕方Liveゲツキン」というニュース情報番組を担当しております

「まさやん」と申します。日々お伝えしているニュースの中には事件や裁判のニュースもあり、その度に遠い存在と感じていた法律の大切さを感じています。テレビの現場ではコンプライアンスの重要性が益々求められており、ニュースやバラエティの現場を通じてルールを守るのはもちろん、価値観や考え方が多様化している現状を色んな角度で知っておかねばならないと実感しています。



